

国家発展改革委員会「知識財産権濫用に関する独占禁止指南（意見募集稿）」に対する意見

一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産権委員会

条項番号	修正提案	修正理由
前文	<p>本項該当箇所を以下の通り修正いただきたい。</p> <p>しかし、<u>知的財産権の権利行使はその濫用により、知的財産権制度の初志に反し、競争を排除、制限し、イノベーションを阻む可能性がある。</u></p>	<p>「したがって、「独占禁止法」は経営者の法令に基づいた知的財産権の権利行使には適用されない。」の記載の後に、「しかし」と前文を打ち消しているように誤解され得るので、独禁法で規制されるのは権利の濫用の場合であることを明確化した。</p> <p>法令に基づいた知的財産権の権利行使は、競合製品の差止請求を行う場合でも競争の排除・制限とは看做されないことを明確化しておくべきと考える。</p>
二 (一) 2 (1)	<p>本項該当箇所を以下の通り修正いただきたい。</p> <p><u>パテントプールの中の専利が完全に、又は主に相互で代替関係を有する技術により構成されていないか、パテントプールからライセンスを受けようとする者に対して、これら代替技術に係る専利について一括ライセンスを受けることを強要していないか</u></p>	<p>代替技術が一括でライセンスされることがなぜ問題なのかが不明である。</p> <p>プールの中の一部の特許のみについてライセンスすることで ライセンシーが実施しない特許まで一括してライセンスを強要すること（いわゆる抱き合せ）がなければ問題ないとする。また、プールから強要されるのではなく、ライセンシー自らの意思で代替技術を含む特許すべてについてライセンスを取得するのであれば、当然、問題はないものとする。</p>
二 (一) 3	<p>本項を以下の通り修正いただきたい。</p> <p>3. クロスライセンス</p> <p>本ガイドラインでいうクロスライセンスとは、経営者が、各自が有する知的財産権の相互使用を許諾することをいう。</p> <p>クロスライセンスは通常、知的財産権の許諾コストの削減、イノベーションの奨励、知的財産権の実施を促す。ただし、<u>経営者がクロスライセンスを通じて競争を排除、制限する行為をなすおそれもあり、具体的な分</u></p>	<p>そもそも特許権は排他権であり、またクロスライセンスは限られた当事者間の契約であるから、解釈によっては、すべてのクロスライセンスが意見募集稿(1)～(3)に該当するとみなされてしまうおそれがある。従って、問題となりうる行為態様をできるだけ具体的に記載する必要がある。</p> <p>また、本項では、いずれもクロスライセンスそのものではなく、クロスライセンスの仕組みを通じて不当に競争を排除、制限しようと</p>

	<p>析を行う場合、次に掲げる要素を考慮しなければならない。</p> <p>(1) <u>クロスライセンスを通じて、他の経営者へのライセンスを行わないことを共同で取り決めることにより、が排他的許諾となっていないか</u></p> <p>—(2) <u>クロスライセンスが、不当に第三者が関連市場に参入する際の障壁を構成していないか</u></p> <p>(23) <u>クロスライセンスを通じて、対象製品の対価、数量、供給先について共同で取り決めることによつてが、不当に川下の関連商品市場の競争を阻害していないか</u></p>	<p>する行為を問題としているのであるから、その点が明確となるよう修正いただきたい。</p> <p>なお、(1)と(2)は同じ行為態様を指していると思われるため、重複を避けて整理・統合いただきたい。</p>
<p>二 (一) 4</p>	<p>本項を以下の通り修正いただきたい。</p> <p>4. 標準設定</p> <p>本ガイドラインにおいて標準設定とは、経営者が共同で一定範囲内において統一的に実施する知的財産権に及ぶ標準を設定することをいう。</p> <p>標準設定は異なる製品間の通用性、コスト削減、効率向上、製品品質の保証、競争の促進、社会福祉の増進に資するものである。ただし、競争関係を有する<u>複数の</u>経営者が標準設定に共同参画することを<u>通じて</u>も、競争を排除、制限する<u>行為をなすおそれ</u>があり、具体的な分析を行う場合、次に掲げる要素を考慮しなければならない。</p> <p>(1) <u>不当にその他特定の経営者を標準設定作業から排除する取り決めをしていないか</u></p> <p>(2) <u>予め、特定経営者の関連する寄書提案を不当に排斥する取り決めをしていないか</u></p> <p>(3) <u>標準制定を行うにあたり、不当にその他競争性を評価する他の標準指標を実施しないように制約していないか</u></p>	<p>本項も、いずれも標準設定そのものではなく、標準設定を通じて不当に競争を排除、制限しようとする行為を問題としているのであるから、その点が明確となるよう修正いただきたい。</p> <p>(2)の「提案（※中国語原文では「方案）」は、「寄書（contribution）」としたほうが分かり易いため、修正いただきたい。また、単に「排斥」だけだと、結果として標準に採用されなかった寄書も含まれてしまうおそれがあるため、「予め、特定経営者の関連する寄書を排斥する取り決めをしている」ことが問題になることを明記いただきたい。</p> <p>(4)の「必要、合理的な制約メカニズム」については、その意味が不明確であるうえ、この項目の存在理由自体も不明であるため、削除いただきたい。</p>

	—(4) 標準に含まれる知的財産権の行使に対して、必要、合理的な制約メカニズムになっているか	
三 (一)	本項冒頭を、以下の通り修正いただきたい。 (一) 市場支配的地位の認定 経営者が知的財産権（標準必須特許を含む。）を有していることは、必然的に市場支配的地位を持つことを意味するわけではない。	本項の「知的財産権」が標準必須特許を含むことを明記していただきたい。
三 (二) 4 (4)	本項該当箇所を以下の通り修正いただきたい。 <u>期限切れ権利行使の及ばない期間の実施について又は無効の知的財産権について権利を主張する</u>	期限切れとはどういう意味か。単に「権利期間満了後」という意味であれば過去分に対する権利行使は可能。「権利行使の及ばない期間の実施について」とすれば明確ではないか。
三 (二) 6	本条項は削除いただきたい。削除できない場合は、以下のように修正いただきたい。 差し止め救済は、標準必須専利の専利権者が <u>においても法により享受することができる</u> 、その合法的な権利を保護する救済手段である。ただし、市場支配的地位を有する標準必須専利の専利権者が、 <u>差し止め救済の申し立て制度を利用濫用して被許諾者に不公平な高額の使用許諾料又はその他の不合理な許諾条件を受け入れるよう強制することは、競争を排除、制限するおそれがある。</u>	差し止め救済について、標準必須専利に対してのみ差し止め救済が規定されていることに合理性がない。市場支配的地位を有する専利が、不公平な高額使用許諾料の請求や許諾拒否、またはその他不合理的な許諾条件を強制することは他の条項で濫用の可能性が分析されており、標準必須専利のみ取り上げて差し止め救済が濫用に当たるかどうかを分析することは不要ではないか。 規定するのであれば、標準必須専利に限定する必要はないのではないか

以上